

官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会について

〔平成19年7月12日〕
内閣官房長官決裁

「公務員制度改革について」（平成19年4月24日閣議決定）に基づき、以下のとおり決定する。

- 1 内閣官房長官の下に「官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）を開催する。
- 2 懇談会は、内閣官房長官の求めに応じ、官民人材交流センターの制度設計に関する事項について検討を行うこととする。
- 3 懇談会には、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
- 4 懇談会の庶務は、関係機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 その他、懇談会の運営に関する事項その他必要な事項は、内閣官房長官が定める。

官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会 委員名簿

あきいけ	れいこ	
秋池	玲子	ポストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
かねまる	やすふみ	
金丸	恭文	社団法人経済同友会 副代表幹事 (フューチャーアーキテクト株式会社 代表取締役会長CEO)
すえのぶ	よしまさ	
末延	吉正	立命館大学客員教授
たちばな	ひろし	
立花	宏	社団法人日本経済団体連合会 専務理事
たなか	かずあき	
田中	一昭	拓殖大学名誉教授
なかの	まさし	
中野	雅至	兵庫県立大学大学院准教授
のむら	しゅうや	
野村	修也	中央大学法科大学院教授・弁護士
はせがわ	ゆきひろ	
長谷川	幸洋	東京新聞・中日新聞 論説委員

(五十音順)